

奈良県マスコットキャラクターせんとかん使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良県マスコットキャラクターせんとかん（以下「せんとかん」という。）の使用に関し必要な事項を定め、奈良県のPR、県産品の販路拡大、奈良県の産業振興等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてせんとかんとは、奈良県が著作権を有している別紙1のデザイン、商標登録第5171244号及び商標登録第5283413号並びにこれらを展開したものである。

(使用承認の申請)

第3条 せんとかんを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ奈良県マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、新聞、テレビ等報道機関が報道目的で使用する場合は、この限りでない。

2 前項の申請に要する費用は、使用申請者が負担するものとする。

(資格要件)

第4条 使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事はこれを承認しない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- 三 特定商取引に関する法律（昭和51年第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用承認基準)

第5条 知事は、第3条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、奈良県マスコットキャラクター使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

2 知事は、前項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

3 せんとかんの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事はこれを承認しないこととし、奈良県マスコットキャラクター使用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- 一 奈良県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- 二 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- 三 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合

- 四 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- 五 奈良県の事業又は奈良県が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- 六 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- 七 イラスト等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- 八 せんとくんのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- 九 この使用要綱の規定に従わないおそれがある場合
- 十 その他承認することが不適当と認められる場合

(使用方法)

第6条 せんとくんのデザインは、別に定めるガイドラインに沿ったものでなければならない。

(使用期間)

第7条 せんとくんの使用期間は、原則として2年間以内とする。ただし、必要に応じて使用期間を修正することができる。

- 2 前項の使用期間終了後、引き続きせんとくんを使用しようとする者は、改めて第3条の申請を行い、知事の承認を受けなければならない。

(承認の取消等)

第8条 知事は、使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の使用承認を取り消すことができる。

- 一 使用者がこの要綱に違反した場合
 - 二 使用者が第5条第2項の条件に違反した場合
 - 三 第5条第3項各号のいずれかに該当することとなった場合
 - 四 その他知事が取り消し、又は解除することが適当と認めた場合
- 2 知事は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第9条 せんとくんの使用は、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- 二 当該使用に係る商品等の完成見本を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- 三 当該使用に係る商品等の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る商品等を原因とする事故に対しては、知事は一切の責任を負わ

ないものとする。

四 当該使用に係る商品等には、原則として承認番号を明示するものとする。

(承認事項の変更)

第 11 条 使用者が使用承認の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ奈良県マスコットキャラクター変更承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは奈良県マスコットキャラクター変更承認書（様式第 5 号）を、承認しないときは奈良県マスコットキャラクター変更不承認通知書（様式第 6 号）をそれぞれ交付するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第 12 条 使用者は、せんとくんを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(使用実績の報告)

第 13 条 知事は、使用者に対してせんとくんの使用に関する事項について、資料の提出または報告を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第 14 条 知事は、せんとくんの使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、せんとくんの取扱いについて必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成 23 年 4 月 4 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。